

## 皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？

### パブリックコメント(町民意見等の募集)を実施します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

### 「上三川町国民健康保険事業運営健全化実行計画」素案

将来にわたり町民が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、皆さんのご理解とご協力を仰ぎながら総合的に取り組みを進めていく「上三川町国民健康保険事業運営健全化実行計画」素案を作成しましたので、これを公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

▼公表する資料名＝「上三川町国民健康保険事業運営健全化実行計画」素案

▼資料の閲覧期間＝平成24年9月10日(月)～10月9日(火)

▼資料の閲覧方法＝町のホームページに掲載するほか、役場町民ホール、役場保険課窓口(土・日・祝日を除く)、中央公民館窓口(休館日を除く)でご覧になれます。

▼意見等の提出期間＝平成24年9月10日(月)～10月9日(火)

▼意見等を提出できる方＝町内に居住、通勤・通学する方、本町に納税義務を有する個人・法人等、その他本計画の利害関係者

▼意見等の提出方法＝意見提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭、電話では受付できません。

▼問い合わせ先＝保険課 国保係 ☎(56)9134

## 職場の健康保険に加入した時は届出が必要ですよ

会社に勤めることになり職場の健康保険(健康保険組合・共済組合など)に加入した場合や、その健康保険の被扶養者になった場合は、14日以内に国民健康保険の資格喪失届けが必要となりますので、次の物を持参のうえ、手続きをしてください。

### 届出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険証
- ・印鑑

### 職場の健康保険資格取得後は国民健康保険証を使用しないでください

●職場の健康保険などに加入し、その健康保険証が交付されるまでの間に国民健康保険証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費をあつて返金していただくこととなります。

例)自己負担割合が

3割の方は、7割分を国保に返金

1割の方は、9割分を国保に返金

国民健康保険に返金していただいた方は職場の健康保険に申請することにより返還されますので、最終的な負担は変わりませんが、保険分を一時的に立て替える必要や、申請の手続きをしなければならぬなど、経済的・時間的負担になると思われます。

### 国民健康保険の資格喪失届出が遅れると…

●新たに加入した職場の健康保険料と、今までの国民健康保険の保険料を二重で納めてしまふことになりまふ。

### 国民健康保険被保険者証の更新について

平成24年10月1日からの新しい被保険者証は、9月下旬に郵送します。内容を確認後、古い被保険者証は誤使用を避けるため、必ずご自分で破棄するか、保険課国保係に返納してください。

●会社を辞めた、また社会保険等の扶養を抜けたので国民健康保険に加入する場合

退職証明書または資格喪失証明書等、辞めたことわかる書類を添えて、住民生活課で手続きをしてください。

▼問い合わせ先＝保険課 国保係

☎(56)9134



**国民年金**

# 国民年金保険料の後納制度が始まります

国民年金制度では、20歳から60歳までの40年間に、国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長となる「後納制度」が始まります。

※すでに老齢基礎年金の受給権がある方は後納制度をご利用できませんのでご注意ください。

▼後納制度の対象期間＝平成14年10月分以降で未納である期間

▼後納保険料の納付期間＝平成24年10月1日～平成27年9月30日

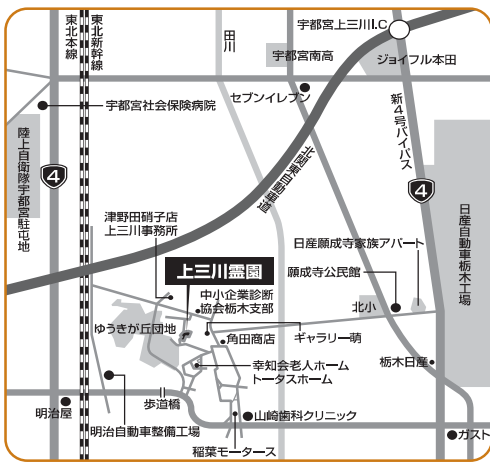
▼後納制度により保険料を納めるためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。

(審査の結果、後納制度による納付ができない場合もあります)

▼問い合わせ先＝●国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050

●宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

●上三川町保険課 高齢者年金係 ☎(56)9129



**上三川霊園分譲のお知らせ**  
 上三川霊園第3期工事が終了しましたので、10月1日(月)より随時、先着順にて分譲の申し込みを受け付けます。  
**◎分譲の申し込みができるのは町に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている方です。**  
**一般墓地(芝生)区画数 165**  
 従来タイプの墓地(面積2.625平方メートル)  
 ※墓石の高さなどに制限があります。申し込みできるのは、次の1～2の条件すべてにあてはまる方です。  
 1. 祭祀を主宰する  
 2. 焼骨を所持している

▼問い合わせ先Ⅱ  
 住民生活課 生活環境係  
 ☎(56)9131

**※ご注意**  
 現在、分譲中の一般墓地についても、10月以降は焼骨を所持している方のみ、申し込みができます

種類		霊園使用料	清掃手数料(年間)
一般墓地	第1種(芝生)	220,000円	2,000円
	第2種(普通)	220,000円	2,000円
	第3種(芝生)	181,000円	2,000円
合葬式墓地	第4種(合葬)	76,000円	—

**合葬式墓地(鉄筋コンクリート造り・3段)埋蔵数 400**  
 共同で埋蔵するお墓(区画)の指定はできません。  
 ※墓石等を建立する必要がありません。  
 申し込みできるのは、次の1または2のどちらかにあてはまる方です。  
 1. 一定範囲(配偶者、血族3親等、姻族2親等)の親族の焼骨を所持している  
 2. 焼骨を所持していない場合  
 次の①～②にあてはまる方  
 ①自己の焼骨の埋蔵のためのものがある  
 ②65歳以上